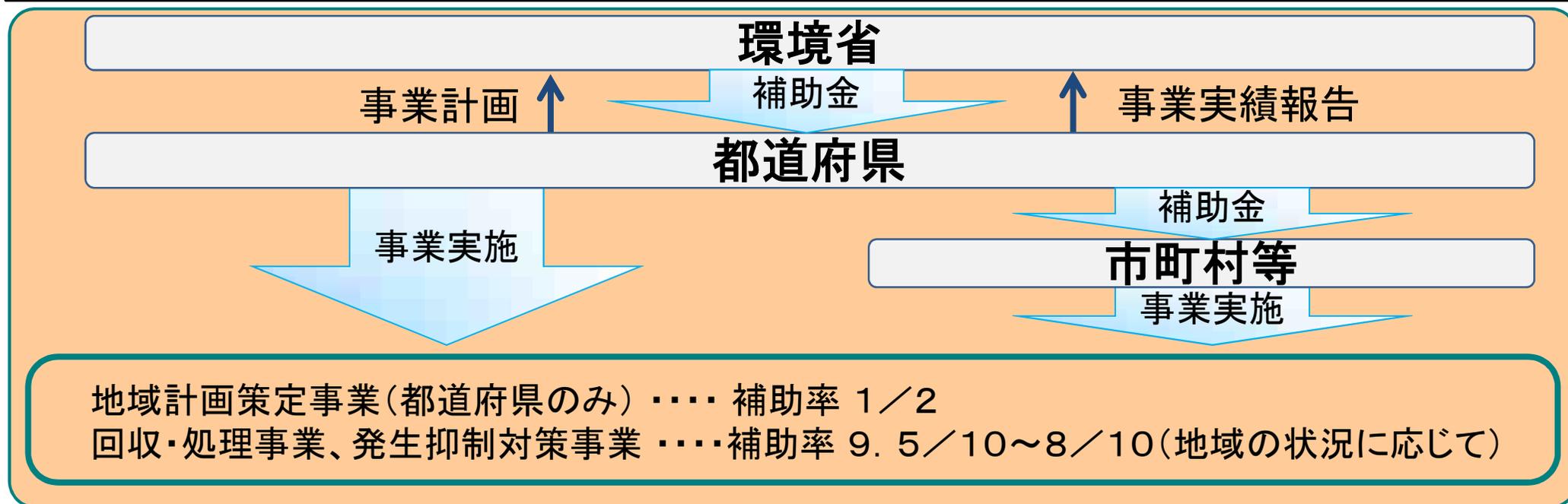


海岸漂着物等地域対策推進事業

平成26年度補正予算額
2,500百万円

- 海岸漂着物処理推進法の施行を受けて、国及び地方公共団体は、海岸漂着物対策に関し、施策を策定し実施する責務を有する。
- 海岸漂着物処理推進法に基づき作成された地域計画に基づき実施する海岸漂着物の回収・処理や発生抑制策等の取組に対する支援を行う。
- また上記に加え、漂流・海底ごみの回収・処理に対する支援も実施する。



全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全を図るとともに、
将来に亘って優れた景観を維持・保全することにより、
観光等にとって欠かせない地域の美しく豊かな海と海岸の価値を一層高める。